

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会

報 告 書

令和4年10月

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会（以下「本委員会」という。）は、宮城県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び宮城県議会会議規則（昭和50年宮城県議会規則）第129条に規定する「協議等の場」として、令和3年6月29日に設置され、13回にわたり様々な観点から慎重に検討を行った。

本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、平成27年国勢調査の総人口の確定値に基づき、平成30年11月定例会において、県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成10年宮城県条例第22号。（以下「本条例」という。））の各選挙区において選挙すべき議員の数のうち、石巻・牡鹿選挙区を5人から4人に、気仙沼・本吉選挙区を3人から2人に、富谷・黒川選挙区を2人から3人に、宮城選挙区を1人から2人に改正したところである。

なお、改正後の本条例の施行時期については、東日本大震災からの復興の状況に留意し、被災沿岸市町の住民の意見を県政に十分に反映させられるよう宮城県震災復興計画期間終了後の令和3年4月1日とし、令和元年10月に実施された県議会議員選挙は、改正前の条例に基づいて実施された。

令和2年国勢調査の結果による本県の人口は、国勢調査開始以来最も高い減少率となり、前期の本委員会の報告にもあるとおり仙台都市圏における人口増加と仙台都市圏外での人口減少が顕著にあらわれ、選挙区間の人口の差異が一層拡大することとなった。

このようなことから、検討に当たっては、最初に検討すべき事項の抽出を行い、「議員定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数」を検討するに当たっての基本的事項（以下「基本的事項」という。）を決定した。

その後、令和2年国勢調査の結果と基本的事項に基づき、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、慎重に検討したところ、各選挙区における議員定数は現行の本条例の議員定数と同数となり、本条例の改正の必要はないとの結果に集約された。

検討内容の詳細について報告する。

令和4年10月

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会
委員長 中山耕一

基本的事項について

1 議員の定数について

都道府県議会の議員の定数については、地方自治法第90条第1項において、条例で定めることとされている。

本委員会では、平成27年と令和2年の国勢調査結果の総人口の比較や他の都道府県の人口と議員定数の状況等も参考にしながら協議を重ね、議員定数のあるべき方向について検討を行った結果、現行の議員定数と同数の59人とするということで意見が集約された。

なお、平成23年の地方自治法改正以前の旧地方自治法第90条第2項に基づき算出される法定上限定数は64人である。

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数等について

(1) 選挙区について

都道府県の議会の議員の選挙区については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項において、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本として条例で定めることとされている。

本委員会においては、無投票当選が多いと思われる議員定数1人の選挙区をなくす視点から合区等により選挙区を変更すべきという提案があったが、調査の結果、議員定数1人の選挙区に限らず議員定数2人の選挙区においても無投票当選が多いことが判明した。また、行政区画、地勢、生活圈や交通等の事情を総合的に考慮した場合、現行の選挙区を維持すべきとの意見が多数を占め、現行の選挙区を基本とするということで意見が集約された。

なお、令和2年国勢調査の結果、現行の選挙区において、新たに公職選挙法第15条第2項で規定する強制合区の対象となる選挙区はなかった。

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数については、公職選挙法第15条第8項本文において、人口に比例して条例で定めなければならないとされている。また、ただし書において、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされている。

本県においては、仙台市に人口が集中する傾向がある中、単純に人口に比例して各選挙区において選挙すべき議員の数を算定すると、仙台市の選挙区の議員が増加する一方、仙台市以外においては議員の数が減り、地域の声が県政に届きにくくなるとの懸念があり、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用して、仙台市の各選挙区については、配当基数の整数部分の配分にとどめ、端数

については切り捨てることとしてきた。

令和2年国勢調査の結果、23選挙区のうち7選挙区で人口が増加し、16選挙区で人口が減少した。人口が増加した7選挙区のうち4選挙区が仙台市の選挙区であり、仙台市への人口集中が一層顕著になった。

このことから、本委員会では、特別区及び政令指定都市が所在する都道府県の議員定数の状況等を参考に協議を重ねた結果、地域間の均衡を考慮し地域の声を県政に届けるためにも、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用して、仙台市の各選挙区については、現行の本条例の議員定数を維持することで意見が集約された。

なお、仙台市以外の選挙区については、これまでと同様に配当基数の整数部分に、県全体の議員定数を満たすまで配当基数の端数順位の上位から1を加えた数を配分することで意見が集約された。

(3) 逆転選挙区について

前述のとおり、公職選挙法第15条第8項本文において、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならないとされている。

現行の本条例では、若林選挙区と大崎選挙区において、人口の多い選挙区の議員定数が人口の少ない選挙区の議員定数よりも少なくなる、いわゆる逆転区が生じているが、仙台市の各選挙区の議員定数については、公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用して配当基数の整数部分にとどめ端数を切り捨てることとしたことによるものであるから、前期の本委員会ではやむを得ないものと認められている。

本委員会においても、選挙区における人口と選挙すべき議員の数は比例することとし、いわゆる逆転区は生じないようにすることを基本とするが、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用する仙台市の選挙区の扱いにより、仙台市の各選挙区と仙台市以外の各選挙区の間において逆転区が生じる場合は、やむを得ないものとすることで意見が集約された。

(4) 一票の格差について

本県においては、前々期の本委員会から議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区と最も多い選挙区を比較して2倍未満となるよう努めることとしてきた。

本委員会では、令和2年国勢調査の結果から、仙台都市圏の人口が増加し仙台都市圏以外で人口が減少したことから、一票の格差の拡大が懸念されたため、他の都道府県の状況や近年の都道府県議会議員選挙における一票の格差に関する最高裁判所の判例等も参考に検討を行った。平成31年（令和元年）に実施された都道府県議会議員選挙における一票の格差の状況は、2倍未満が22府県、2倍以上が25都道県であった。

このような状況から、一票の格差については2倍未満となることが望ましいが、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用する仙台市の選挙区の扱いにより、仙台市の選挙区において2倍以上となることは、やむを得ないものとする事で意見が集約された。

検討結果

前述の基本的事項を踏まえ、令和2年国勢調査の結果に基づいて、各選挙区における議員定数を算出すると資料1のとおりとなった。

令和2年国勢調査人口から、議員定数59人の場合の各選挙区の配当基数を算出した後、仙台市内の選挙区は基本的事項に基づいて現行の条例定数とし、仙台市以外の選挙区については、初めに配当基数が0.734の加美選挙区の議員定数を1人とし、その後配当基数の端数上位から県全体の議員定数が59人になるまで1を加えて各選挙区の議員定数を算出した。

この結果、逆転区については、若林選挙区と大崎選挙区のみが逆転区となる。仙台市を除く選挙区の間における逆転区は生じていない。

また、一票の格差については、最大が宮城野選挙区の2.165倍となり、若林選挙区(2.076倍)、太白選挙区(2.067倍)においても2倍を超えている。仙台市以外の選挙区において、一票の格差が最大となるのは亘理選挙区で1.987倍となっている。

逆転区及び一票の格差が2倍を超える選挙区については、いずれも仙台市の選挙区であり、公職選挙法第15条第8項のただし書を適用して仙台市の選挙区の議員定数を算出しているためであり、やむを得ないものと判断できる。

今回、令和2年国勢調査の結果と本委員会が決定した基本的事項に基づき算出した各選挙区の議員定数は、現行の本条例に定めている議員定数と同じであり、この報告に基づく条例改正の必要はない。

その他

本委員会では、仙台市への人口集中が進んだことにより仙台市の選挙区の議員定数の扱いについて、多くの時間を割き、詳細かつ慎重に検討した。

人口が減少している地域においては、道路や治水、保健衛生等の地域課題が減少する訳ではなく、むしろ空き家や過疎、地域の活性化など、地域課題が多様化し増加す

るのが現状である。このような中、単純に人口に比例して議員定数を増減することについての問題提起があり、活発な議論が行われた。

次期の本委員会は、令和7年に実施される国勢調査をもとに、議員定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について検討が行われると思料されるが、本県においては、県全体の人口が減少局面に入るとともに、今後も選挙区間の人口差異が一層拡大することが危惧されることから、十分な協議期間を設け、慎重な検討を行う必要があると考える。

議員定数等検討結果(定数59)

選挙区名	人 口			H27国勢調査人口に基づく 現行条例(定数59)				R2国勢調査人口に基づく検討結果 (定数59)							
	令和2年 国勢調査人口 (確定値) A	平成27年 国勢調査人口 (確定値) B	増 減 (A-B)	現定数 C	現定数に 占める 繰上数	比 較		配当基数 (A÷(県人口/59)) [Aベース]	配当 基数 の 整数値	端数 順位	繰 上 数	新 定 数 E	現定数 との 比較	比 較	
						議員1人 当たり人口 D=B/C	格差							議員1人 当たり人口 F=A/E	格差
青 葉	311,590	310,183	1,407	7		44,312	1.807	7.986	7			7		44,513	1.959
宮 城 野	196,732	194,825	1,907	4		48,706	1.986	5.042	5		△ 1	4		49,183	2.165
若 林	141,475	133,498	7,977	3		44,499	1.814	3.626	3			3		47,158	2.076
太 白	234,758	226,855	7,903	5		45,371	1.850	6.017	6		△ 1	5		46,952	2.067
泉	212,149	216,798	△ 4,649	5		43,360	1.768	5.437	5			5		42,430	1.868
石巻・牡鹿	146,581	153,548	△ 6,967	4	1	38,387	1.565	3.757	3	④	1	4		36,645	1.613
塩 釜	52,203	54,187	△ 1,984	2	1	27,094	1.105	1.338	1	⑦	1	2		26,102	1.149
気仙沼・本吉	73,372	77,358	△ 3,986	2	1	38,679	1.577	1.881	1	③	1	2		36,686	1.615
白石・刈田	45,438	49,049	△ 3,611	2	1	24,525	1.000	1.165	1	⑩	1	2		22,719	1.000
名 取	78,718	76,668	2,050	2	1	38,334	1.563	2.018	2			2		39,359	1.732
角田・伊具	40,238	44,152	△ 3,914	1		44,152	1.800	1.031	1			1		40,238	1.771
多賀城・七ヶ浜	80,959	80,748	211	2		40,374	1.646	2.075	2			2		40,480	1.782
岩 沼	44,068	44,678	△ 610	1		44,678	1.822	1.129	1			1		44,068	1.940
登 米	76,037	81,959	△ 5,922	2		40,980	1.671	1.949	1	②	1	2		38,019	1.673
栗 原	64,637	69,906	△ 5,269	2	1	34,953	1.425	1.657	1	⑤	1	2		32,319	1.423
東 松 島	39,098	39,503	△ 405	1	1	39,503	1.611	1.002	1			1		39,098	1.721
大 崎	127,330	133,391	△ 6,061	4	1	33,348	1.360	3.263	3	⑧	1	4		31,833	1.401
富谷・黒川	94,099	93,908	191	3	1	31,303	1.276	2.412	2	⑥	1	3		31,366	1.381
柴 田	80,853	83,991	△ 3,138	2		41,996	1.712	2.072	2			2		40,427	1.779
亘 理	45,133	45,904	△ 771	1		45,904	1.872	1.157	1			1		45,133	1.987
宮 城	48,505	50,256	△ 1,751	2	1	25,128	1.025	1.243	1	⑨	1	2		24,253	1.067
加 美	28,641	30,981	△ 2,340	1	1	30,981	1.263	0.734	0	①	1	1		28,641	1.261
遠 田	39,382	41,553	△ 2,171	1		41,553	1.694	1.009	1			1		39,382	1.733
	2,301,996	2,333,899	△ 31,903	59	11	39,558			51		8	59		39,017	

「議員定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数」を検討するに当たっての基本的事項

1 議員定数について

現行条例定数の59人を基本とする。

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数等について

(1) 選挙区について

現行の選挙区を基本とする。

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

○仙台市の選挙区の扱いについて

政令指定都市である仙台市の選挙区における選挙すべき議員数は、仙台市以外の選挙区との均衡を考慮し、地域の多様な声を十分に県政に反映させるため、公職選挙法第15条第8項ただし書の規定を適用して、現行条例の定数を維持する。

○仙台市以外の選挙区の扱いについて

仙台市以外の選挙区における選挙すべき議員数は、配当基数の整数部分に、県全体の議員定数を満たすまで配当基数の端数順位の上位から1を加えた数とする。

(3) 逆転選挙区について

選挙区における人口と選挙すべき議員数は比例することとし、いわゆる逆転区は生じないようにする。ただし、仙台市の選挙区の扱いにより逆転区が生じる場合はやむをえないものとする。

(4) 一票の格差について

議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区と最も多い選挙区を比較して、2倍以内となることが望ましいが、仙台市の選挙区の扱いにより2倍を超えることはやむをえないものとする。

県議会議員定数・選挙区等検討委員会 検討経過

回	開催月日	協議事項	内容(決定事項等)
本会議	R3.6.29	県議会議員定数・選挙区等検討委員会設置について	議決
1	R3.7.5	正副委員長互選、席次指定、前委員会の検討概要、今後のスケジュール等	・委員長:中山耕一委員 ・副委員長:村上智行委員 ・会議は原則公開とし、非公開とする場合は、委員会で議決する
2	R3.8.20	現状と問題点、今後のスケジュール等 検討事項と検討のあり方について ○基本的事項の確認 ○関係法規の確認	・各会派に検討する上で、留意すべき事項等を抽出依頼
3	R3.9.24	○議員の定数について ○選挙区について ○各選挙区について、選挙すべき議員の数について	・各会派から提出された項目を意見交換し、検討項目について協議
4	R3.11.4	○議員の定数について ○選挙区について ○各選挙区について、選挙すべき議員の数について	・各会派から提出された検討項目を再度協議 ・無投票の選挙区は1人区のみではない事を説明
5	R3.12.9	○基本的ルール 1, 2の協議 1 総定数について 2 選挙区について	補選の結果により自民1名増(柏佑賢委員) 1 総定数は59人を基本とすることを決定 2 共産党宮城県議会議員団から具体的な合区の提案(角田・伊具と白石・刈田、石巻・牡鹿と東松島、大崎と加美)があり、持ち帰り会派で協議
6	R4.1.20	○基本的ルール 2, 3 の協議 2 選挙区について 3 逆転選挙区について	・基本的ルール 2 選挙区は現行を基本とすることを決定 ・基本的ルール3について、再度持ち帰り会派で協議
7	R4.2.21	○基本的ルール 3, 4の協議	・基本的ルール3, 4について、再度持ち帰り会派で協議
8	R4.3.15	○基本的ルール 3, 4の協議	・基本的ルール3, 4について、再度持ち帰り会派で協議
9	R4.4.19	○基本的ルール 3, 4の協議	・基本的ルール 3 逆転区は生じないこととする。ただし、仙台市の選挙区の扱いによる場合はやむを得ないことを決定 ・基本的ルール4について、再度持ち帰り会派で協議
10	R4.5.27	○副委員長互選 ○基本的ルール4の協議	副委員長:守屋守武委員 ・基本的ルール 4 仙台市の選挙区は現行条例の定数を維持することを決定
11	R4.6.29	○基本的ルール5, 6の協議	・基本的ルール 5 仙台市以外の選挙区は配当基数の整数部分に、県全体の定数を満たすまで配当基数の端数順位の上位から1を加えた数とすることを決定 6 一票の格差は2倍以内となることが望ましいが、仙台市の選挙区の扱いにより2倍を超えることはやむを得ないことを決定
12	R4.9.1	報告書(案)について	報告書(案)を提示
13	R4.10.6	報告書(案)について	報告書(案)を承認

議員定数・選挙区等検討委員会 委員名簿

令和4年6月29日現在

職 名	氏 名	会 派 名	摘 要
委 員 長	中 山 耕 一	自由民主党・県民会議	
副 委 員 長	村 上 智 行	自由民主党・県民会議	R3.6.29～R4.5.2
副 委 員 長	守 屋 守 武	自由民主党・県民会議	R4.5.27～
委 員	中 島 源 陽	自由民主党・県民会議	
委 員	高 橋 伸 二	自由民主党・県民会議	
委 員	佐々木 幸 士	自由民主党・県民会議	
委 員	守 屋 守 武	自由民主党・県民会議	R4.5.27～ 副委員長
委 員	渡 辺 勝 幸	自由民主党・県民会議	
委 員	柏 佑 賢	自由民主党・県民会議	R3.12.9～
委 員	太 田 稔 郎	みやぎ県民の声	
委 員	柘 和 也	みやぎ県民の声	
委 員	福 島 か ず え	日本共産党宮城県会議員団	
委 員	横 山 の ぼ る	公 明 党 県 議 団	
委 員	岸 田 清 実	社 民 フ ォ ー ラ ム 県 議 団	
委 員	菅 間 進	無 所 属 の 会	
委 員	吉 川 寛 康	2 1 世 紀 ク ラ ブ	
委 員	高 橋 啓	緑 風 会	
委 員	佐 藤 剛 太	無 所 属	R4.6.29～